【平成4年6月5日 法律第73号】

（改正後）

第七十一条　削除　（第七十四条に統合）

（改正前）

第七十一条　証券業協会の定款には、次に掲げる趣旨の規定を設けなければならない。

一　有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等を公正ならしめ、かつ、投資者の保護に資することを目的とすること。

二　詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他の不当な利得行為を防止して、取引の信義則を助長することに努めること。

三　証券会社の地理的条件又は業務の種類に関する特別の事由により、大蔵大臣の承認を受けて協会員の加入を制限する場合のほか、証券会社は何人も協会員として加入することができること。

四　法令、法令に基づいてする行政官庁の処分若しくは証券業協会若しくは証券取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をして、有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の停止を命ぜられ、又は証券業協会若しくは証券取引所から除名の処分を受けたことのある者については、その者が協会員として加入することを拒否し、又はその者が協会員である場合においては、これを除名することができること。

五　協会員が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該証券業協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反した場合においては、除名その他の制裁を加えられるものであること。

六　定款その他の規則の変更、役員の選任その他の重要な事項に関する協会員の議決権を保障するものであること。

七　経費は、協会員に公正に分担。

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】

（改正後）

第七十一条　証券業協会の定款には、次に掲げる趣旨の規定を設けなければならない。

一　有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等を公正ならしめ、かつ、投資者の保護に資することを目的とすること。

二　詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他の不当な利得行為を防止して、取引の信義則を助長することに努めること。

三　証券会社の地理的条件又は業務の種類に関する特別の事由により、大蔵大臣の承認を受けて協会員の加入を制限する場合のほか、証券会社は何人も協会員として加入することができること。

四　法令、法令に基づいてする行政官庁の処分若しくは証券業協会若しくは証券取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をして、有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の停止を命ぜられ、又は証券業協会若しくは証券取引所から除名の処分を受けたことのある者については、その者が協会員として加入することを拒否し、又はその者が協会員である場合においては、これを除名することができること。

五　協会員が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該証券業協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反した場合においては、除名その他の制裁を加えられるものであること。

六　定款その他の規則の変更、役員の選任その他の重要な事項に関する協会員の議決権を保障するものであること。

七　経費は、　協会員に公正に分担。

（改正前）

第七十一条　証券業協会の定款には、左に掲げる趣旨の規定を設けなければならない。

一　有価証券の売買その他の取引を公正ならしめ、且つ、投資者の保護に資することを目的とすること

二　詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他の不当な利得行為を防止して、取引の信義則を助長することにつとめること

三　証券会社の地理的条件又は業務の種類に関する特別の事由により、大蔵大臣の承認を受けて協会員の加入を制限する場合の外、証券会社は何人も協会員として加入することができること

四　法令、法令に基いてする行政官庁の処分若しくは証券業協会若しくは証券取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をなして有価証券の売買その他の取引の停止を命ぜられ、又は証券業協会若しくは証券取引所から除名の処分を受けたことのある者については、その者が協会員として加入することを拒否し、又はその者が協会員である場合においては、これを除名することができること

五　協会員が法令、法令に基く行政官庁の処分若しくは当該証券業協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反した場合においては、除名その他の制裁を加えられるものであること

六　定款その他の規則の変更、役員の選任その他の重要な事項に関する協会員の議決権を保障するものであること

七　経費は、これを協会員に公正に分担させること

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】 （改正なし）

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第4号】 （改正なし）

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第七十一条　証券業協会の定款には、左に掲げる趣旨の規定を設けなければならない。

一　有価証券の売買その他の取引を公正ならしめ、且つ、投資者の保護に資することを目的とすること

二　詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他の不当な利得行為を防止して、取引の信義則を助長することにつとめること

三　証券会社の地理的条件又は業務の種類に関する特別の事由により、大蔵大臣の承認を受けて協会員の加入を制限する場合の外、証券会社は何人も協会員として加入することができること

四　法令、法令に基いてする行政官庁の処分若しくは証券業協会若しくは証券取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をなして有価証券の売買その他の取引の停止を命ぜられ、又は証券業協会若しくは証券取引所から除名の処分を受けたことのある者については、その者が協会員として加入することを拒否し、又はその者が協会員である場合においては、これを除名することができること

五　協会員が法令、法令に基く行政官庁の処分若しくは当該証券業協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反した場合においては、除名その他の制裁を加えられるものであること

六　定款その他の規則の変更、役員の選任その他の重要な事項に関する協会員の議決権を保障するものであること

七　経費は、これを協会員に公正に分担させること

（改正前）

第七十一条　証券業協会の定款には、左に掲げる趣旨の規定を設けなければならない。

一　有価証券の売買その他の取引を公正ならしめ、且つ、投資者の保護に資することを目的とすること

二　詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他の不当な利得行為を防止して、取引の信義則を助長することにつとめること

三　証券業者の地理的条件又は業務の種類に関する特別の事由により、大蔵大臣の承認を受けて協会員の加入を制限する場合の外、証券業者は何人も協会員として加入することができること

四　法令、法令に基いてする行政官庁の処分若しくは証券業協会若しくは証券取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をなして有価証券の売買その他の取引の停止を命ぜられ、又は証券業協会若しくは証券取引所から除名の処分を受けたことのある者については、その者が協会員として加入することを拒否し、又はその者が協会員である場合においては、これを除名することができること

五　協会員が法令、法令に基く行政官庁の処分若しくは当該証券業協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反した場合においては、除名その他の制裁を加えられるものであること

六　定款その他の規則の変更、役員の選任その他の重要な事項に関する協会員の議決権を保障するものであること

七　経費は、これを協会員に公正に分担させること

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】 （改正なし）

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第七十一条　証券業協会の定款には、左に掲げる趣旨の規定を設けなければならない。

一　有価証券の売買その他の取引を公正ならしめ、且つ、投資者の保護に資することを目的とすること

二　詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他の不当な利得行為を防止して、取引の信義則を助長することにつとめること

三　証券業者の地理的条件又は業務の種類に関する特別の事由により、大蔵大臣の承認を受けて協会員の加入を制限する場合の外、証券業者は何人も協会員として加入することができること

四　法令、法令に基いてする行政官庁の処分若しくは証券業協会若しくは証券取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をなして有価証券の売買その他の取引の停止を命ぜられ、又は証券業協会若しくは証券取引所から除名の処分を受けたことのある者については、その者が協会員として加入することを拒否し、又はその者が協会員である場合においては、これを除名することができること

五　協会員が法令、法令に基く行政官庁の処分若しくは当該証券業協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反した場合においては、除名その他の制裁を加えられるものであること

六　定款その他の規則の変更、役員の選任その他の重要な事項に関する協会員の議決権を保障するものであること

七　経費は、これを協会員に公正に分担させること

（改正前）

第七十一条　証券業協会の定款には、左に掲げる趣旨の規定を設けなければならない。

一　有価証券の売買その他の取引を公正ならしめ、且つ、投資者の保護に資することを目的とすること

二　詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他の不当な利得行為を防止して、取引の信義則を助長することにつとめること

三　証券業者の地理的条件又は業務の種類に関する特別の事由により、証券取引委員会の承認を受けて協会員の加入を制限する場合の外、証券業者は何人も協会員として加入することができること

四　法令、法令に基いてする行政官庁の処分若しくは証券業協会若しくは証券取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をなして有価証券の売買その他の取引の停止を命ぜられ、又は証券業協会若しくは証券取引所から除名の処分を受けたことのある者については、その者が協会員として加入することを拒否し、又はその者が協会員である場合においては、これを除名することができること

五　協会員が法令、法令に基く行政官庁の処分若しくは当該証券業協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反した場合においては、除名その他の制裁を加えられるものであること

六　定款その他の規則の変更、役員の選任その他の重要な事項に関する協会員の議決権を保障するものであること

七　経費は、これを協会員に公正に分担させること

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第七十一条　証券業協会の定款には、左に掲げる趣旨の規定を設けなければならない。

一　有価証券の売買その他の取引を公正ならしめ、且つ、投資者の保護に資することを目的とすること

二　詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他の不当な利得行為を防止して、取引の信義則を助長することにつとめること

三　証券業者の地理的条件又は業務の種類に関する特別の事由により、証券取引委員会の承認を受けて協会員の加入を制限する場合の外、証券業者は何人も協会員として加入することができること

四　法令、法令に基いてする行政官庁の処分若しくは証券業協会若しくは証券取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をなして有価証券の売買その他の取引の停止を命ぜられ、又は証券業協会若しくは証券取引所から除名の処分を受けたことのある者については、その者が協会員として加入することを拒否し、又はその者が協会員である場合においては、これを除名することができること

五　協会員が法令、法令に基く行政官庁の処分若しくは当該証券業協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反した場合においては、除名その他の制裁を加えられるものであること

六　定款その他の規則の変更、役員の選任その他の重要な事項に関する協会員の議決権を保障するものであること

七　経費は、これを協会員に公正に分担させること